

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年5月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1500035号

厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（脱）第1500001号

第1 結論

請求期間のうち、昭和40年6月1日から昭和43年7月1日までの期間及び昭和44年6月19日から昭和46年3月2日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和13年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和32年11月1日から昭和46年3月2日まで

支給済期間：① 昭和32年11月1日から昭和39年9月5日まで
② 昭和40年6月1日から昭和43年7月1日まで
③ 昭和44年6月19日から昭和46年3月2日まで

年金記録を確認したところ、請求期間のうち、支給済期間②のA社及び支給済期間③のB社についても脱退手当金を受給したことになっている。

記憶では、支給済期間①のC社の退職後に脱退手当金を受け取ったが、支給済期間②及び③の事業所については受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が受給を認めている支給済期間①と受給していないとする支給済期間②及び③は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、請求者が受給を認めている支給済期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示は無いが、支給済期間③に係る同被保険者原票には「脱」表示が押印されている上、支給済期間①の事業所の厚生年金保険被保険者記号番号は、同事業所の後に勤務した支給済期間②及び③の事業所と同一の記号番号であることを踏まえると、支給済期間①のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、支給済期間②及び③も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、請求者の脱退手当金は、支給済期間①から③までの被保険者期間を基礎とし、昭和44年11月1日に施行された厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条に基づいて計算されている上、その支給額に計算上の誤りはないなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、支給済期間②及び③を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は支給済期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。